

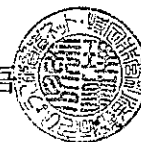
2014年(平成26年)3月10日

株式会社日本経済新聞社

代表取締役社長 喜多 恒雄 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL: 078-361-7201 FAX: 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 圓山茂夫 (明治学院大学法学部)

TEL: 03-5421-5209

申入書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、新聞の訪問販売における契約書等について、調査、検討をしております。先般、貴社の新聞販売店が現在使用している購読契約書の送付を依頼したところ、快くご送付くださり、ありがとうございました。

そこで、この購読契約書を検討したところ、下記の事項が見受けられますので、改善されるように申入れいたします。

ご回答は、本書面の到達後1ヶ月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

1. クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて

貴社の「購読申込書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄には、クーリング・オフの効果について、次のとおり記載されています。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに配達された新聞の引取りに要する費用の支払い義務はありません。③すでに代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその金額を返還します。

特定商取引法は2008年（平成20年）に改正され、消費者がクーリング・オフを行使した場合、事業者は商品の使用利益を請求できないことが明示され（法第9条第5項）、契約書面にもこの旨の記載義務が設けられました（施行規則第6条第1項の表の第1号へ）。すなわち、契約書には、配達された新聞を読んだ利益（新聞代金）の支払いを請求されることはない旨を記載する必要があります。

しかし、「購読申込書」にはこの旨が記載されておらず、消費者に、クーリング・オフ行使までに配達された新聞の代金の支払義務があると誤解させる可能性があります。

よって、「購読申込書」のクーリング・オフの効果に関する記載を、特定商取引法の上記の記載義務に従ったものに改めるよう申し入れます。

2. このほかの改善要望について

(1) クーリング・オフ妨害の場合の記載について

貴社の「購読申込書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄は、クーリング・オフ妨害が行われた場合の扱いについて、次のとおり記載されています。

また、不実告知、威迫行為により解約しなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリング・オフができます。

この記載では、消費者に、契約当初のクーリング・オフ期間は当初8日間でいったん終了するが、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領することによりクーリング・オフ期間が再開するという誤解が生じる可能性があります。

クーリング・オフ妨害が行われた場合は、クーリング・オフ期間は当初8日間で終了せず継続していることが誰でも理解できるよう、クーリング・オフ妨害に関する記載を、特定商取引法施行規則第6条第1項の表の第1号の口に沿ったものに改めるよう、要望します。

(2) 販売店による誤った契約書の交付の件について

当法人が収集した新聞購読契約書には、日本経済新聞を購読契約した消費者に対して、「日経新聞購読契約書」ではなく「神戸新聞購読申込・契約書」が交付された事例が見受けられました。これは、神戸新聞と日本経済新聞の両方を販売している新聞販売店が、消費者が契約していない方の契約書を交付したものと推測されます。

こうした事態が生じないように、貴社の販売店には、消費者が実際に契約した新聞の購読契約書を交付するよう指導されるよう要望します。

(3) 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

2013年11月21日、一般社団法人日本新聞協会と新聞公正取引協議会は「新聞購読契約に関するガイドライン」を作成し、下記のとおり発表しました。

記

新聞購読契約に関するガイドライン

日本新聞協会および新聞公正取引協議会は、新聞の途中解約に関する指針として2013年11月21日に「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。読者にやむを得ない正当な理由があれば、解約できることを定めています。

平成25年11月21日
日本新聞協会販売委員会
新聞公正取引協議会
新聞公正取引協議委員会

日本新聞協会、新聞公正取引協議会の会員各系統は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方的に害することのないよう、以下のとおり対応するものとする。

【解約に応じるべき場合】

以下に該当する場合は、読者の解約申し出に直ちに応じなければならない。また、新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない。

ルールに基づく解約申し出である場合

- ・クーリングオフ期間中、書面による解約申し出があったとき
- 不適切な契約が行われていた場合

- ・威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- ・新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- ・契約期間が自治体が定める条例等の基準を超過していたとき
- ・相手方の判断力が不足している状態で契約したとき（認知症の方など）
- ・相手方が本人や配偶者以外の名前で契約したとき

その他考慮すべき事情がある場合

- ・購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき
- ・未成年者との契約であったとき

【丁寧に話し合い解決すべき場合】

上記に該当しない、読者の都合による解約申し出があった場合、話し合いによって解決するものとする。申し出に応じる場合、解約の条件は両者の合意により決定する。ただし、契約事項を振りかざして解約を一方的に断ったり、過大な解約条件（損害賠償や違約金の請求など）を要求してはならない。読者の申し出の理由を丁寧に聞き、申し出の応諾や購読期間の変更など、お互いが納得できる解決を図らなければならない。

以上

今後、貴社は、貴社の新聞販売店が上記ガイドラインを遵守するよう徹底されて、勧誘や解約に関するトラブルの発生を防止されるように要望いたします。